

現代システム科学研究科 研究倫理申請チェックリスト

研究倫理申請を行なう際に、申請者および指導教員は以下のチェック項目を確認してください。疑問点がありましたら、所属専攻・分野の研究倫理委員にお尋ねください。

【記入方法】

チェック済みの項目：□ → ■

該当しない項目：□ → /

【申請書（一般的事項）】

- 1. 研究倫理委員会内規と申し合わせを熟読して、その趣旨を理解して申請したか。
- 2. 研究調査実施予定時期を明記しているか。
- 3. もし研究実施時期が申請日以前の時期を含む場合は、その理由を明記しているか。
- 4. 研究（調査）協力者と調査対象者（アンケート調査などの対象者）を混同していないか。
- 5. 調査対象者の概数を記載するのが望ましい（数人、十数人、数十人、百人以上など）。
- 6. 調査の手法（調査票か、面接か、実験か等）を明記しているか。
- 7. 調査票の場合、調査票を添付しているか。
- 8. 面接、実験等の場合、その概要を明示あるいは添付しているか。
- 9. 対象者に苦痛や極度の疲労を与えないための配慮について明記したか

【申請書（データアクセスの範囲と共同研究）】

- 10. 研究者が複数の場合、または研究協力者がいる場合、役割分担とアクセスできるデータの範囲を明記しているか。また論文等の共著者となる者は研究協力者ではなく研究者に含めるべきであるが、そのように記載されているか。
- 11. 研究者が複数の場合、【研究倫理申し合わせ-1号：データの権利に関する合意書】を添付したか。合意書の中に、データの保管と破棄について研究者ごとに記述したか。
- 12. 共同研究の一部を研究者が担当して、その部分に関する研究を個人で行なうとき、共同研究全体と研究者の担当する研究との関係を明確に示しているか。

【申請書（個人情報関係）】

- 13. 研究中に個人情報を保護する方法、および研究終了後のデータの保管方法・保管期限・破棄の方法について明記したか。【現代システム科学研究科における研究

【2022 年度版】

データの保存に関するガイドライン】【現代システム科学研究科 研究に関するデータ保存と情報セキュリティに関する申し合わせ】を参照の上、アンケート原本・面接メモ等と、その電子データとに分けて、それぞれ取り扱い方法を記すこと。

- 14. 論文等の形で研究結果が公表される場合は、個人情報保護を保護する具体的な方法について明記したか。
- 15. 映像をデータとして使用する場合、撮影の方法、映像・画像についての取り扱いを明記したか。
- 16. 音声データをデータとして使用する場合、録音の方法、録音された音声についての取り扱いを明記したか。
- 17. データの収集・入力等（調査の実施、音声の文字起こし、データ入力など）を業者に委託する場合、個人情報保護に関する契約書を添付したか。
- 18. データの収集・入力等（調査の実施、音声の文字起こし、データ入力など）を非常勤職員等が行う場合、個人情報保護について当該職員による誓約書【研究倫理申し合わせ-2号：個人情報保護に関する誓約書】を添付したか。

【説明と同意】

- 19. 「説明と同意」についての手順を明記し、対象者に書面を渡す場合はその書面を添付しているか。また同意書を得る場合はその書面を添付しているか。
- 20. 参加が任意であること、答えたくない項目には答えなくてよいこと、いつでも中断・中止できること、中断後再開してもよいことを対象者に説明しているか（研究の内容によってはこれら全てを実現できない場合もある）。
- 21. 同意書を添付する場合、宛名、同意の内容、データの公表と個人情報保護、データの保管と破棄に関する記述が含まれているか。
- 22. 調査に関する問い合わせ先（院生による研究の場合は指導教員の連絡先を含める）を対象者に伝達する方法を明示しているか。

【その他】

- 23. 指導教員は、院生が作成した申請書類を子細に点検し、修正すべきは修正したか。
- 24. 申請書及び添付資料に、ページを特定できるような番号を付したか。

【2022 年度版】

(様式 研究倫理申し合わせ-2 号)

個人情報の保護に関する誓約書

年 月 日

現代システム科学研究科
研究倫理委員会委員長 様

所属

名前 (自署)

研究題目：

私は上記題目の研究に関わる業務を行うにあたって、以下を厳守することを誓います。

- ・業務において知り得た個人情報を含むいかなる情報も、在職中、退職後に関わらず第三者に漏洩しません。
- ・研究データの取り扱いについては、「現代システム科学研究科における研究データの保存に関するガイドライン」及び「現代システム科学研究科 研究に関するデータ保存と情報セキュリティに関する申し合わせ」を十分に理解した上で、これを遵守します。